

「振り込め詐欺」犯罪防止特別宣言

本年の神奈川県内における「振り込め詐欺」の被害は1, 200件を数え、早くも昨年1年分の件数を超える事態となっています。また、被害額も20億円を突破し、1日平均では、およそ1, 200万円の県民の大切な財産が奪われています。

身内や役所などを名乗って信用させる「振り込め詐欺」の手口は日々巧妙になってきており、そうした犯罪の存在自体をよく知っている方でも被害を避けきれなかったケースが数多く見受けられます。

私たちは、人の情や不安につけ込むこうした卑劣な犯罪を断じて許すことはできません。

そこで、「振り込め詐欺」に遭わないために、私から3つのお願いをすることとしました。

多くの県民が危険にさらされているこの異常事態を一刻も早く解消し、「振り込め詐欺」被害を根絶するため、神奈川県は、県警察とともに「振り込め詐欺」の防止に全力で取り組むことをここに宣言します。

平成20年6月26日

神奈川県知事

松沢 成文

知事からの3つのお願い

～「振り込め詐欺」に遭わないために～

① 「合い言葉」を決めましょう

家族だけで通用する合い言葉を決めておくことは、子どもや孫へのなりすましを見破るよい方法です。お互いに顔を合わせて、「合い言葉」を決めておきましょう。

② 「電話番号が変わった」と知らせてきたら、前の番号に確認しましょう

「電話番号が変わった」という電話がかかってきたら、以前の電話番号に必ず連絡してみましょう。

③ 電話で「お金」の話が出たら、振り込め詐欺だと思きましょう

電話で「お金」の話が出たら、「振り込め詐欺かも知れない」と考えて、家族や周りの方に相談するか、すぐに近くの警察に連絡しましょう。

<金融機関・ATM設置店の皆さんは「最後の砦」です>

- 慌てて振り込み手続きをしている方や電話をしながら機械操作している方などを見かけたら、是非一声かけてあげてください。
- 振り込め詐欺かも知れないと思ったら、迷わず、すぐに110番通報してください。

犯罪被害の未然防止に努め、私たちの神奈川を安全で安心な住みよいまちにしていくため、引き続き県民の皆さんの一層の御協力をお願いします。